

倫理委員会審議内容

令和7年8月1日開催

No.4		申請者:精神科医長 久保 彩子
課 題		医療観察法通院処遇開始前準備に関わる業務の量的調査
研究の概要		医療観察法では、対象者に対して、医療と司法の協力体制に基づく専門的かつ継続的な医療と福祉サービスを確保する事により、社会復帰と再互い行為の防止を目的とする法律である。医療観察法処遇には入院処遇と通院処遇があるが、処遇決定対象者の約8割は入院処遇からスタートし通院処遇へと移行する。 これまでの指定通院に関する研究では、指定通院医療機関の約半数は通院処遇対象者の対応に困難さを感じており、医療者と対象者間の信頼関係構築および情報提供に関わる支援には特に労力を要していることがわかってきている。また通院処遇開始前の準備に関わる業務の労力についても一定程度を要していることがわかってきた一方で、現在その業務に対する診療報酬が、その業務量に見合っていないことが指摘されている。 以上から、本調査では、医療観察法通院処遇が開始される前の準備に関わる業務量を量的に調査することを目的とする。 上記の結果および成果が通院処遇の問題解決のための方策を提案し、今後の通院処遇ガイドライン改定の基礎資料となる事が期待できる。
判 定	条件付承認	
利益相反審査判定		承認

倫理委員会審議内容

令和7年8月1日開催

No.5	申請者:精神科医長 久保 彩子
課 題	医療観察法通院処遇モニタリングシステム・データベース構築に関する指定通院医療機関に対する意向調査
研究の概要	通院医療の実態を把握するために、令和5年より厚生労働科学研究「通院処遇モニタリングシステムの構築に関する研究(竹田分担班)」が始まり、全国12施設で通院処遇終了者を対象としたトライアル研究が開始されている。 今後、通院処遇モニタリングシステムを構築することを目標に、トライアル研究施設の大規模化、研究事業化に向けた課題を抽出することが求められる。 このようなことから、本研究では、①通院処遇モニタリングシステムを構築する為に、システム導入に関する指定通院医療機関の実態を把握するとともに通院処遇モニタリングシステム研究協力について意向を調査し、②システム構築のための課題を抽出することを目的とする。
判 定	承認
利益相反審査判定	承認